

# 公立大学法人横浜市立大学人を対象とする医学系研究倫理委員会における 外部の研究機関が実施する研究に係る審査料に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学人を対象とする医学系研究倫理委員会規程（以下「規程」という。）第12条第4項に基づき、外部の研究機関が実施する研究の審査の委託に係る経費（以下「審査料」という。）の額及びその取扱いその他必要な事項を定める。

## (審査料)

第2条 外部の研究機関は、当該機関で実施する研究の審査を本学に依頼する場合は、次項に定める審査料を支払わなければならない。

- 2 審査料の額は、別表のとおりとする。
- 3 迅速審査の結果、本審査にて審議すべき内容であるとされた研究に係る審査料は、本審査にかかる審査料のみとする。

## (審査料の徴収等)

第3条 審査料は、当該研究に係る審査結果通知書とともに本学が発行する請求書をもって徴収する。

- 2 外部の研究機関は、審査料を指定された期限までに、本学が指定する口座へ納付しなければならない。
- 3 前項の納付に係る経費は、外部の研究機関が負担しなければならない。
- 4 本学は、外部の研究機関が第2項に定める期限までに審査料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞金としてその未納付額に年5%の割合で計算した金額を請求することができる。外部の研究機関は、本学から請求があったときは、当該延滞金を支払わなければならない。
- 5 納入された費用は、原則として返還しない。

## (審査料以外の費用負担)

第4条 外部の研究機関は、審査料のほか、審査に関連して別途実費その他の費用が生じた場合であって、本学から請求があったときは、当該実費等を指定された期限までに、本学が指定する口座へ納付しなければならない。

- 2 前項の費用について、前条第3項から第5項の規定を準用する。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

### (適用除外)

当面の間、横浜臨床研究ネットワークに参画している外部の医療機関については、本要綱は適用しない。

(別表) 審査料

区分	審査区分	料金 (1件あたりにつ き、消費税別)
新規申請にかかる審査（実施申請）	以下の研究以外全て ・規程第25条第1～3号に該 当する研究。ただし、同条第 3項に該当する場合は、本区 分に該当する。	本審査 91,000円
	規程第25条第1項第1～3号 に規定する研究(ただし、第25 条第3項の場合を除く。)	迅速審査 44,000円
	再審査（初回審査の方法が本 審査、迅速審査とともに）	本審査 22,000円
継続にかかる審 査	変更審査(規程第25条第1項 第4号に規定する軽微な変更 以外全て) 重篤な有害事象報告 安全性情報 逸脱報告 実施状況報告	本審査 22,000円
	規程第25条第1項第4号に 規定する軽微な変更	迅速審査 14,000円
	再審査（初回審査の方法が本 審査、迅速審査とともに）	本審査 22,000円